



法人こおりやま

2011. 4 第394号

発行所 郡山市虎丸町14番2号 社団法人郡山法人会 (024-933-7777) (FAX925-1971)
 発行人 樽川次男 編集 広報委員会 印刷所(株)ヨシダコーポレーション



三春交流館「まほら」(三春町大町)

表紙の言葉

三春交流館「まほら」

(三春町大町)

三春町が「市街地整備基本計画」に基づき景観、整備、中心市街地活性化、まちづくりの一環として、マチとムラの結びつきが深まる場、ヒト、モノ、情報の交流の場、町民文化・学習・交流の場として平成15年、完成した多目的交流施設である。大小ホール、学習室、和室、物産市等のできる交流広場が設けられている。「まほら」は「真秀」古語の「まほろば」と同義で完全、整っている様子の意味。

(絵と文 大山弘)

東日本大震災により、
被害を受けられました会員の皆様方には、
心からお見舞い申し上げます。

龍馬に学ぶ、ビジネス成功法則	2
大規模震災における 〈労務管理 Q & A〉	4
何としても、がんばろう！	6
仙台国税局からのお知らせ 申告・納税等の期限延長の措置	8

目次

龍馬に学ぶビジネス成功法則

ヒューマンアクセスプロジェクト代表

八方 博行

坂本龍馬は幕末から維新にかけて、活躍した志士で昨年大河ドラマでも放送され、つねに人気人物の上位になる男だ。

しかし、私は龍馬という人は英雄でもなければ、優秀な人物ではなかったと思っ

ている。子供の頃は落ちこぼれで、土佐藩を脱藩しお尋ね者になっ

ている。その負い目を生涯持っていたと思う。なぜなら、慶応三年に京都・近江屋で暗殺されたが、近江屋の前には土佐藩邸があり、その近くには薩摩藩邸がある。

その当時はもう脱藩も許され、西郷や桂小五郎とも面識があり、薩長同盟も成功させ、その名は広く知れ渡っていた。

なぜ、龍馬は土佐藩邸や

薩摩藩邸に身を寄せなかったか。龍馬がその気になれば、どちらの藩邸にも入ることはできたろう。

だが、龍馬はそうしなかった。それは、龍馬の矜持、プライドだと思

う。西郷には薩摩藩が桂には長州藩がついている。龍馬は土佐藩の脱藩を許されたといえあくまで、国を捨てたというこだわりがあり、もう藩に頼る時代ではないことを知っていた。自分の考えで行動したかったのだ。

この辺が龍馬の龍馬たるゆえんで、「世の人は我をなんとも言わば言え、我がなす事は我のみぞ知る」という強い信念と実践力の人だった。

だから、いくら許されていても土佐藩邸には入らず、近所の近江屋に身を寄せ、

最後まで自らの道をつらぬいた。

私は大学生の頃、龍馬を知り、それ以来龍馬を尊敬し、個人的に色々勉強をしてきた。

社会人になり30年がたち、私は人材育成の仕事で独立することになったが、その支えになってきたのが龍馬といえる。

私がビジネス生活を過ごしてきた中で、龍馬の考え方や言葉がビジネスに成功する法則を見出した。それを紹介したい。

■自分のでっかい目標を持つ

まず始めに、大きな目標を持つということだ。

目標とは「夢・希望・未来」と考えてもいい。この目標を持たないとどこへ向

かって進んでいいかわからない。龍馬でいえば、28の時に脱藩し、日本を洗濯するという目標実現を目指す。

一介の脱藩浪人が日本を洗濯するという。常人では考えられない、また「お前、

ばかじゃないか」と思われなくても、本人がやるという夢を抱きそれに向かって邁進すればいいのだ。

他人が何といおうと言わせておけばいい。やるのは自分なのだ。そういう決意や信念を持つこと。

まずはここから始めたい。自分は何をしたのか、

そんな希望や未来を持っているのか。私が知る限り、この目標を持っていない人が多く、また、持っているも具体的にない人がいるものだ。

たとえば、『外車がほし

い』という目標では弱い。もっと具体的に、『一年後に30万円、二年後に70万、そして三年後に100万円貯め、外車を買う』というふうに具体的に実現可能なものではなくてはいけない。

そして、肝心なことは目標が達成しなかった時の考え方だ。先の例でいえば、一年目に30万円貯まらなかった場合だ。

「もうだめだ。やめた」とか、「目標なんて意味がない」と思わないことだ。

仮にその金額が10万円だとして、私が「じゃ、そのお金、私にくれ」といったとしてあなたは、10万円を私に渡すか。渡しませぬ。そうです。たとえ、目標に達せず10万円だとしても、

あなたの成果なのです。あなたはあなたなりに頑張っていたのです。

ここで、考えなければならぬことは、その目標に無理がなかったか、あるいはどこかに無駄使いがなかったかということなのです。

したがって、もしも目標に達しなれば、目標を今一度振り返り、無理があつたのではないか。

もしも、無理だつた場合は目標のレベルを少し下げてみる。

たとえば、外車でなく国産車にする。とか、お金の使い方を振り返り無駄使いや、節約できることはないかとチェックしてみることが必要なのだ。決して目標を持つことがいけないわけではない。

私たちは龍馬ではないけれど、龍馬のようにでっかい目標を持ち、それに向かつてチャレンジすることはできる。

■下をむくな、

上をみよ

「なんの浮き世は三文五厘よ。ぶんと屁のなるほどやってみよ」（文久三年、姉・乙女宛）

これは、龍馬が姉にあてた手紙の言葉だ。面白い表現で自分の考えを述べてい

る。

考えてみると人生長いようで短い。交通事故や病気でいつ死ぬのかわからない。

あまり難しく考えることはなく、おならが出るくらい気楽にやってみろということだろう。

私も実は36歳の時に、独立をした。その当時勤めていた会社で、頑張り自分自身でも仕事ができると思いつ込んで、これなら独立してもやっていけると考え、独立した。

しかし、それほど簡単なものではなく、すぐに潰れてしまった。その時は借金も抱え、恩のある人に迷惑を掛けた。辛く、苦しかった。

その時、私は下ばかり見ていた。そして、それでは、何も始まらない。

もう一回、上を見ようと蘇るができた。

今振り返ってみると、後悔はない。やってよかったと思っている。もちろん、今できるかといえ、でき

ないが、若い時や自信があれば、やってみればいい。どうせ世の中三文五厘。あまり難しく考え過ぎることはないのである。

■ピンチをチャンスに変える

龍馬の人生はピンチの連続であつた。

とにかく脱藩という犯罪人なので捕まれば死罪も免れない。そして、脱藩を許されてからも日本の回天を目指したので、幕府からは追い掛けられ、「寺田屋」では命を失いそうになり、

亀山社中や海援隊を興しても、借り受けた船が沈没したりとピンチは続く。

特に、いろは丸という大洲藩から借り受けた船で航海中、紀州藩の明光丸と衝突し、いろは丸は沈没してしまった。相手は徳川御三家の紀州藩。

事故交渉に、まともに取りあおうとしなかった。荷物も失う、船は沈没でその相手が紀州藩で、相手にし

てもらえない。このピンチを龍馬は利用した。つまり、

まともに掛け合つてくれないのであれば世論を味方につけようと、長崎の町で

紀州の非を唄にして流行らせる。そして、当時のイギリスの軍人を呼んで、国際法的に是非を決着させた。

いかに国内で御三家といつても、世界的には通用しない。龍馬はこの交渉に勝利し、賠償金まで勝ち取った。

ピンチは何もしなければピンチで最悪の結果を招いてしまう。

ここ一番「ピンチをチャンスにする」という強い信念と全力で考え、手を打てば、ピンチもチャンスになる可能性がある。

■死んでもついでいききたい

こんな話がある。

龍馬が立ち上げた海援隊も運営がうまくいかず、解散することになった。

それを海援隊士に今でいう解雇を告げる。

すると隊士たちは死ぬまでついでいききたいと龍馬についていききたいと懇願した。

これほどまでに、信頼されてきた龍馬。こんな人になりたいものだ。

では、どうすればよいのか。一言でいえば、人間的魅力だろう。

龍馬の魅力は
・明るく、エネルギーがある
・命がけで生きていく
・胆力がある
・謙虚で人の話をよく聞く
・人間的で面倒見がいい
・愛嬌、ユーモアがある
・女性に好かれる

このような人が、あなたの上司だったら、どうだろう。仕事も意欲的にでき、どんな苦難も乗り切ることができるのではなからうか。

龍馬は、たかだか33歳で暗殺という悲惨な結末で人生を終えた。

しかし、彼の短い人生や言葉の中に人生の成功の法則のヒントが数多くある。

大規模震災における 労務管理Q&A

〈社会保険労務士〉本領 晃

今回の未曾有ともいえるべき

東北地方太平洋沖地震に対する人事・労務緊急対策に対する会社（人事労務部門）が行うべき緊急対策、そして災害における事業経営のなかで、発生しうる労働法の問題についてまとめました。

時に時間外労働または休日

労働をさせることが必要な場合、その必要限度まで従業員に時間外・休日労働をさせることができるかとされています。

働者と区別して時間外労働

及び休日労働は規制されていますが、災害時等の場合は、所轄労働基準監督署長の許可を受けることにより、年少者にも時間外・休日労働・深夜業が認められています。（労働基準法第33条第1項）また、当然ながら割増賃金の

時間などを超えて従業員に

時間外・休日労働を命じることができませんか？

A2

可能です。災害その他避けることができない事由であれば、36協定に定める時間を超えて従業員に時間外・休日労働を命じることができません。

この場合も、事後の届出が必要になります。

また、当然ながら割増賃金の支払いは必要となります。

……

Q3

従業員から、住宅の修理、家族の安否確

認、精神的なダメージの回復のため等の理由で、特別休暇を付与してほしいと言ってきています。付与しなければならないのでしょうか？

A3

法律上に定めはないので、これらの休暇を与える必要はありません。

ですから、新たに特別な休暇を付与する必要はありません。

一方、有給休暇として請求された場合には、通常通り、事業の正常な運営の妨げとならない限り、時季の変更はできません（労働基準法第39条）。

また、慶弔休暇規程等に災害休暇や見舞休暇がある場合は、その規程に従い、付与することになります。

もつとも、緊急事態ですので、可能な限り、有給の休暇を与えることを検討されてはと思います。

Q1

災害により臨時に時間外労働又は休日労働を命じることが出来ますか？

A1

可能です。災害その他避けることのできない事由があり、臨

もし、事態急迫のために所轄労働基準監督署長の許可を受けることが必要です。

受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出れば、差し支えありません。

なお、年少者（満18歳に満たない者）については、一般労働時間の限度（例 1ヶ月45

Q2

災害により「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）に定める延長可能な労働時間の限度（例 1ヶ月45

なお、当然ながら特別な休暇や有給などを与えない場合においても、本人が会社を休むといった場合に強制労働をさせることはできず、ふつうに欠勤扱いとして、その分の賃金を控除することになります。

Q4

店舗や事務所が倒壊し、営業できません。

従業員を休ませないといけません。

給与を支払う必要はありますか？

A4

給与を支払う必要はありません。

法律上は、会社の都合で従業員を休ませた場合には、その従業員に対して、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければなりません(労働基準法第26条)。

しかし、今回の場合は、自然災害なので、会社の都合ではありません。

したがって、災害が直接の理由となつて休業した場合は、休業手当の支払いの必要はありません。

一方、お客様が来ないだろう、仕入れができないといった間接的な理由で、店舗や事務所を休みにすると、休業手当の支払いが必要になると考えます。

Q5

被災した従業員から給与の前借をしたい

という申出がありました。会社として応じないといけないのでしょうか？

A5

まず、給与を2つに分けて考えます。

既往の労働(昨日まで働いた分)の給与は、災害時には従業員の請求があつた場合は、給与支払日前でも支払わなければなりません(労働基準法第25条労働基準法施行規則第9条)。

次に、働いていない分の給

与に関しては、支払う義務はありません。

もつとも、会社が善意で前借を認めることは問題がありません。

しかし、その前借した金額を給与から返済させる時(天引き)は注意が必要です。

貸付金の返済について、従業員本人と同意しているか(最高裁判平成2年11月26日判決日新製鋼事件)、労使間で、「賃金控除の労使協定」が締結されていることが必要になります。

計画停電のため、電車の遅延で従業員が遅刻してしまいました。

Q6

給与から遅刻した時間分を控除してかまわないのでしょうか？

法律上は、ノーワークノーペイの原則がありますので、遅刻した時間分の給与を控除するのは問題

A6

ありません。

しかし、交通機関の混乱を考えると、本人の責任とするには酷だと考えます。当分の間は、賃金控除は見送るべきだと思います。ただ、この混乱状態が収まり、大半の社員が時間通りに出勤しているにも関わらず、遅刻してくる社員がいたら、賃金控除の対象にしても問題がないと思います。いつまでが特別措置の期間で、いつからが通常期間とするのか、そのけじめが大事でしょう。

すか？

A7

法律上は、そのような理由で、特別な早退を認める必要はありません。

つまり、通常の早退どおりの扱いをすればよく、働かなかつた時間の賃金控除を行つても問題ありません。

ただ、国としても子どもをもつた親に働いてもらおうという方向性を打ち出し、様々な施策を行っています。

会社としては、緊急事態ということもあり、できるだけ柔軟に応じることが望まれるでしょう。

なお、有給休暇があるのであれば、有給休暇を認めることも検討すべきです。

(平成22年4月1日から労働基準法が改正され、事業場で労使協定を締結することにより、年次有給休暇が1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになりました。)

この3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって生命を奪われた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

愛する家族、社員たちを亡くされ、会社も津波に飲み込まれて跡形もなくなってしまう経営者の方々も数多くおられることと思います。

被災地の皆様は見るべくもなかったと思いますが、あれからテレビや新聞はすべて特別編成をしてこの巨大地震の状況の一部始終をわが国はもとより全世界に報道しておりました。(3月16日：執筆稿)

この世の出来事かと目を覆うような惨事が東北の太平洋岸一帯を壊滅状態に追い込む地獄絵図、さらに東京電力の福島原子力発電所の爆発、放射能漏れ事故が加わり、不幸と恐怖のダブルパンチを受け、奈落の底に落とされたような状態

となってしまうました。

1万人を超す死者・行方不明者を出した大地震は、今から90年ほどさかのぼった大正12年の関東大震災(10万人の行方不明者が出たという事です)以来のこと、戦争を入れても東京大空襲や、あの広島・長崎の原爆



未来事業株式会社代表取締役 経営プロデューサー 吉岡 憲章

投下以来の出来事です。

さらに、今回のようなマグネチュード9.0という地震は世界でも一世紀に5件あるかないかというほどのもの。

毎日を真面目に真剣に生きていく人々に対して、なぜ神はこれほどむごい試練を与えたもうたのか、と思わず神をも呪いたくなってしまう。

電話の不通が続く中で、やっと連絡が取れた震源地近くのクライアントの社長から、多くの大事な社員を津波に奪われたことを悲痛な声で聞かされました。

部下思いのこの社長の嘆きが伝わってきます。なんと申し上げて慰めていいものだろうか、言葉さえ見付かりませんでした。

さて、あの地獄の出来事から少しばかりの時間を経過した今、いくらかは落ち着かれたことと思います。

ここで、皆様の大事な会社・事業を何とか大震災以前のものにするためにスタ

ートを切っていたいただくために、少しでもお役に立てることができればと思いついて、考え方を述べさせていだきたいと思えます。

「常在活路」

私の座右の銘は「常在活路」です。と申しましても、これは私の造語です。

これまで私自身が経営の場において多くの修羅場を体験してまいりました。

それこそ命を投げ出そうか、と思ったこともありました。

死に物狂いであがき、そして気がついたときにはその地獄から抜け出していった。ということの繰り返しでした。

どのような苦難の中にあっても、あきらめさえしなれば、自ずとそこに活路を見出すことができるという事です。

ぜひ、あきらめず、投げ出さず、復活の活路を見出して下さい、かならず道

は開けてくるでしょう。

「急がずに、ひたすら前向きに」

家族や仲間を失い、取引先も顧客の多くも壊滅した状態の中では「この先どうしようか」といくら考えようとしても考えられるものではないでしょう。

しばらくの間は「何も考えないでよい」と思えるよう。

こころの傷は時間が解決してくれると思います。

しかし、あなたが経営者ならば、そのうち「何かしなければならぬ」と思うようになるでしょう。

混乱に乗じて儲けるような事業をするわけではありませんが、動くのは心の中の準備ができて、復活のための気力が出てきてからでも決して遅くはありません。

ただし、動き出したら、「俺はできる、こんなに大変な大地震を乗り切ったの

だから……」、「すべてを無くしたのだからもう無くすものはない、やるだけだ」とただひたすらに前向きに進むことです。

理屈はいりません、今生きている自分の強運をも味方につけましょう。

チームの輪づくり

避難所で生活を強いられ、ている被災者にテレビがインタビューをしています。

「大変ですね、つらいでしょう？」と問うキャスターに対して「いえ、私だけではないですから。皆も一緒ですから」とほとんどの人が答えていました。

また、この地の人だけではなくわが国のだれもが今回の震災の影響を受けました。もちろん被災された方々とはそのレベルは桁違いに異なりますが。

でも、皆がみな「被災者のことを考えればこれくらいのこととは我慢しなければ」と、自分自身を納得させて

頑張ることによって、東北を支えようと思っていました。仲間意識に溢れておりました。

マクロに見れば、日本中ほととより世界中が被災者・被災地を支援しようとして強く意識しています。

あなたのこれからの事業についても「自分ひとりですらなく、これまでお付き合いをしてきた取引先・顧客とぜひチームを作ってください。」

わが社の設備が破壊されたので製造する範囲が狭くなったら、そのチームで所有している設備をつないでみて下さい。

今までとはまた異なった受注ができるようになると思います。

何事につけ「和」が大事だと言われています。

これは、人と人の心のつながりが大切だということですが、このような緊急のときは「和」より、「輪」が生きてきます。

それぞれが「事業の復活」という共通の目的で固くつながった輪はやがて大きな人脈へとつながっていくことでしよう。

このようなチームができれば、こんなに心強いことはありません。

補助金・助成金を活用

未曾有の震災に対して、国は15兆を超える予算を考えているようです。

民主党政府の売りものだった子供手当の予算も、高速無料化予算も復興のために回すということが議論されております。

ということは、国や自治体の震災に関する補助金・助成金も特別に大型予算化されるということになります。

まだ、記憶に新しい阪神・淡路大震災は平成7年1月17日に発生しました。その復興に対応するための法律「阪神・淡路大震災

に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」ができたのは、それから1ヶ月半後の3月1日でした。

その法律の中の経済産業省の部では「中小企業者に対する資金の融通に関する特例」、「中小企業信用保証法による災害関係保証の特例」さらには「小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例」……などがあります。

それぞれ中小企業が立ち直るための資金の助成や返済期間の配慮等について取り決めた法律です。

今回のケースでも、すでに対象地域に対する激甚災害制度の適用が決められました。

また、その規模から考えても、中小企業に対するさらには有効な特別助成・支援の内容が盛り込まれていくものと思います。

ぜひ、これらを徹底的に活用することを考えておき

ましよう。

それこそ、天地がひっくり返るほどの大震災の中において、被災をされた皆様はかけがえのない肉親や家や会社を失いながらも、静かな秩序と威厳をもって対処されておられる姿は、見守るすべての人に感銘を与えました。

私もそのような報道に触れる度に胸に熱いものを感じ上げてまいります。

さらに、その姿は世界から日本と日本人に対する評価までも一気に高めることになると思われまます。

ぜひ、皆様の地域と事業の復活がなされますことを心からお祈り申し上げます。

がんばれ日本
がんばれ東北
がんばれ経営者！

東日本大震災関連の仙台国税局からのお知らせ

この度の東日本大震災により、被害を受けられました
納税者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災により多大な被害を受けた地域における 申告・納付等の期限延長の措置について

東日本大震災に関し、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に納税地を有する納税者を対象として、国税通則法第11条(災害等による期限の延長)に基づき、国税(全税目)に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととなりました。

上記5県に納税地を有する法人については平成23年3月11日(金)以降に到来する法人税、消費税及び源泉所得税の申告・納付等の期限が自動的に延長されることとなります。

申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、国税庁ホームページなどによりお知らせいたします。

(注)申請等の期限が自動的に延長されたことに伴い、従来送付していた、法人税確定申告書等用紙の発送を当分の間見合わせております。

申告期限の延長に関わらず、従来どおり申告書を提出される場合には、国税庁ホームページから申告書用紙等をダウンロードしていただくか、ご要望に応じて申告書用紙を送付させていただきますので、所轄の税務署までご連絡願います。

募金団体を通じた義援金等に係る 税務上の確認手続きについて

個人又は法人が、災害に際して、募金団体に義援金等を寄附する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることを税務署が確認できれば、「国等に対する寄附金」として、税制上の特典を受けることができます。

災害に際して寄附する場合、税務署での確認手続きも緩和されています。

具体的には、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は「国等に対する寄附金」に該当するものとして取り扱われます。

義援金等を募集する募金団体にあつては、募集する義援金等が国等に対する寄附金に該当するかどうかについて、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

(注)1 日本赤十字社、報道機関等に対する義援金等(地方公共団体に拠出されるもの)は、特段の確認手続きを要することなく「国等に対する寄附金」に該当します。

2 税制上の特典は以下のとおり

①個人が支出する寄附金

寄附金控除(所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。)の対象となる。

②法人が支出する寄附金

全額が損金算入の対象となる。

全法連機関誌「ほうじん」における弊社広告掲載のお詫び……………AIU保険会社

このたびの地震により、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

今般発行されました全法連機関誌「ほうじん」春号(発行所:財団法人全国法人会総連合)に弊社広告が掲載されております。本掲載広告は、弊社が受託する法人会の福利厚生制度の一つであります「地震対策プラン」の広告となっておりますが、被災地域の皆さまのお気持ちを察するにあたり時節柄、相応しくない内容となっております。

本広告が掲載されております「ほうじん」春号は、今回の災害発生前に校了/印刷手配されたものであり、この災害を受けての広告ではございません。

結果としてこのような時期での広告の掲載となってしまいましたことにつき、深くお詫び申し上げます。

なお、現在も余震および日本各地での群発地震の発生が続いている状況から、現在「地震対策プラン」の新規のお引受けを一時停止させていただいております。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。